

たばこの煙と周囲への配慮は マナーではなくルールです



健康増進法一部改正（令和2年4月～）の概要

- ✓ 原則、**屋内禁煙**です（学校、病院、保育所などは原則、**敷地内禁煙**）
- ✓ **喫煙室**のある施設は、**建物出入口に標識を掲示**することが義務付けられました
- ✓ **20歳未満**は各種喫煙室への**立入は禁止**です
- ✓ 義務違反者には最大50万円以下の罰金が適用されることがあります



喫煙専用室あり

- 全ての方 …… ✕ 各種喫煙室以外での喫煙
事業主の方 …… ✕ 各種喫煙室以外への灰皿等の設置
✕ 各種喫煙室の設置基準違反
✕ 20歳未満の者を各種喫煙室に入れる



受動喫煙の健康への影響

○受動喫煙とは

たばこの煙には、たばこを吸う人が直接吸い込む「**主流煙**」と、周囲の人が吸い込む「**副流煙**」があります。

受動喫煙とは、他人のたばこの煙（副流煙）を吸わされることをいいます。**副流煙**には、発がん性物質やニコチン、一酸化炭素などの**有害物質が主流煙の数倍**も含まれています。喫煙者が吸い込む煙と同じくらい、周囲の人が吸い込む煙は有害です。

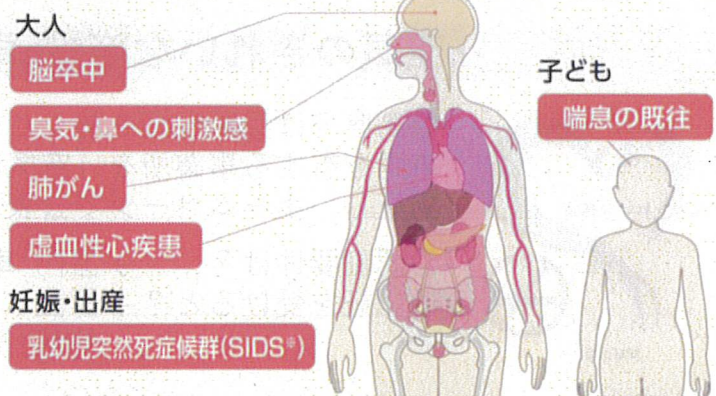
また、喫煙によって発生した煙は、喫煙者の毛髪や衣類、部屋や家具等に付着した後、徐々に空气中に再遊離します。“服や部屋等についた**たばこの臭い**”を吸い込むことを「**残留受動喫煙**」といいます。



○健康への影響

受動喫煙による健康への悪影響については、**肺がんや虚血性心疾患などのリスクが高くなる**ことが明らかになっています。

また、受動喫煙は妊産婦や子どもに大きな影響を与えます。受動喫煙を受けることによって、**乳幼児突然死症候群や喘息の既往のリスクが高まる**ことが科学的に明らかになっています。

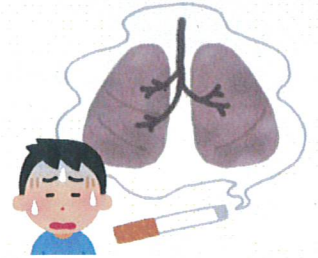


喫煙者本人の健康への影響

○健康への影響 ～がん だけではない？～

喫煙は、がんをはじめ、脳卒中や虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）や結核、糖尿病、歯周病など、多くの病気と関係しており、**予防できる最大の死亡原因**であることがわかっています。

国内で喫煙に関連する病気で亡くなった人は年間で12万人～13万人、世界では年間500万人以上と推定されています。



○福島県民は全国に比べて喫煙者が多い

福島県の喫煙率は男女計で **21.9%** で、この結果は**全国ワースト3位**と、とても高い状況が続いています。あなたと、あなたの周りにいる大切な人達のために、今こそ、禁煙を真剣に考えてみませんか？



福島県 禁煙外来

ふくしま受動喫煙防止条例

令和3年4月1日から受動喫煙の防止に関する、新たな条例が施行されています

受動喫煙防止に関し、県、県民等、保護者及び事業者の取り組むべきこと（責務）を明確にすることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防ぐことを目的としています。

喫煙をする人などが気をつけること

○子どもや妊婦等への配慮

- ・喫煙をする人は、家庭等の子ども、妊婦等と一緒にいる場所や、同乗している車の中で喫煙しないよう努める
- ・喫煙をする人は、たばこを消した後に残るたばこのにおい、その他の残留物について、子ども、妊婦等へ配慮するよう努める

○路上等における受動喫煙の防止

- ・喫煙をする人は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人が主として利用している施設周辺の路上、通学時間帯の通学路で喫煙しないよう努める
- ・公園及び児童遊園の管理権原者や利用者は、受動喫煙により健康を損なう可能性の高い利用者への受動喫煙防止に努める



知っていますか？～イエローグリーンリボン～



イエローグリーンは、「**受動喫煙をしたくない・させたくない**」気持ちを表す色です。もしこのリボンを着用している人を見かけたら、たばこの煙の行方にご配慮いただき、受動喫煙防止にご協力をお願いいたします。

引用・参考：福島県医師会ホームページ

「空気のきれいな施設・車両」を募集しています



福島県では受動喫煙を防ぐことを目的に、屋内禁煙に取り組んでいる施設や車両を有する事業所を「空気のきれいな施設」・「空気のきれいな車両」と認証し、ホームページで公表をしています。

- 認証要件は？ → 屋内・車内が**終日禁煙**であること
- 認証を受けると？ → 認証ステッカーの送付及び県ホームページでの公表施設・車両を利用する方の健康を守ることができます

お問い合わせ先 南会津保健福祉事務所 総務企画課 ☎0241-63-0302